

2024.06.03

ESG リスクトピックス <2024 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<非財務情報開示>

○サステナ開示国際基準 ESRS・ISSB の双方準拠を支援するガイダンスを公表

（参考情報：2024 年 5 月 2 日付 IFRS 財団 HP：<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/05/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance/>）

サステナビリティ関連財務情報開示の主要な国際基準である欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）と IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB）のそれぞれの開発機関が 5 月 2 日、両基準間の規定の整合や差異を整理した相互運用性ガイダンスを公表した。企業などが双方の基準への準拠を目指す場合の参考資料にするのが目的。

ガイダンスでは、両基準の相互運用性を示すため、規定間の整合と差異を明示した。特に気候関連の開示基準では、いずれかの基準に準拠後に、もう一方に準拠する際の留意点や追加で開示すべき点を詳細に示している。ガイダンスを踏まえると、両基準は気候関連の開示基準を中心に多くの規定で整合性しているものの、細かな相違点が認められる。また、総じて ESRS の方が ISSB よりも規定が広範で、ISSB 準拠後に ESRS への準拠を志向する場合、逆の場合と比べて追加検討が必要な事項が多くなりそうだ。

ガイダンスから読み取れる主なポイントは以下のとおり。

1. 重要性の判断

いずれもの基準も、「重要性のある情報」の開示を求めているが、この「重要性」の判断が異なっている。ESRS は、マルチステークホルダーへの影響を考慮する『インパクト・マテリアリティ』と、自社の財務への影響を考慮する『財務マテリアリティ』という 2 つの観点での重要性の判断を求めている（いわゆるダブル・マテリアリティ）。一方、ISSB 基準は財務マテリアリティのみでの判断を求める（いわゆるシングル・マテリアリティ）。そのため、財務マテリアリティ部分の定義については、両基準間で整合している。

2. 気候以外のトピックの開示

ESRS には気候を含む 10 のトピックについて開示項目が設定されている。一方、ISSB では、個別に基準が設定されているのは現状は気候のみだ（IFRS は現在、新たなテーマとして生物多様性・生態系・生態系サービスと人的資本を追加開発中）。ISSB 準拠済の企業が ESRS にも準拠する場合は、ESRS の気候以外の重要性のあるトピックに対応する必要がある。

<表：ESRS と ISSB 基準の構成>

		ESRS			ISSB基準		
公表済	横断的開示要求事項（横断的ESRS）					全般・共通基準	
	ESRS1 全般的開示要求事項		ESRS2 全般的開示要求事項			全般的要求事項 (S1)	
	トピック別ESRS					テーマ別開示基準	
	環境		社会	ガバナンス		気候関連 (S2)	
	ESRS E1 気候変動		ESRS S1 自社従業員	ESRS G1 事業活動（の実践）			
	ESRS E2 汚染		ESRS S2 バリューチェーン内の労働者				
ESRS E3 水および海洋資源		ESRS S3 影響を受けるコミュニティ					
ESRS E4 生物多様性および生態系		ESRS S4 消費者およびエンドユーザー					
ESRS E5 資源利用および循環経済							
開発中	セクター特有の基準	上場中小企業向け基準	EU域外企業向け基準		生物多様性、生態系、 生態系サービス	人的資本	

(出典：両基準を踏まえて当社作成)

3. 気候関連の開示事項

ガイダンスの整理によると、ISSB の気候に関する規定の多くが、ESRS に含まれている。ただし、一方の基準には規定自体がない場合や、規定はあるが細目レベルでは準拠のために追加検討が必要なものもある。

<表：両基準に準拠する場合の要追加検討規定>

①ESRS 準拠の上で ISSB 準拠を志向する場合	
詳細内容では完全には同一でなく、準拠のために検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 移行計画の前提条件 シナリオ分析 産業別指標 温室効果ガス排出量の細分化 気候関連の機会 気候関連リスク・機会に関する投資額等 炭素クレジット
規定がないため追加の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ファイナンスドエミッションに関する事項
②ISSB 準拠の上で ESRS 準拠を志向する場合	
詳細内容では完全には同一でなく、準拠のために検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析 温室効果ガス排出量の細分化 炭素クレジット 定量的な財務インパクト

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候関連リスクに対して脆弱な資産・事業活動 ・ 温室効果ガス削減目標 ・ 温室効果ガス排出量測定 of 組織の範囲
規定がないため追加の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISSB 基準にない要求事項が表 4.2.1 および表 4.2.2 にまとめられている。

日本では、ISSB 基準に基づくサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）を東証プライム上場企業に適用される見込み。一方で、EU 域内で一定額以上の売上有る等、サステナビリティ開示に関する法令である CSRD（企業サステナビリティ報告指令）適用対象となる企業は、ESRS 基準に従った開示が必要となる。そのため、日本・EU 双方で報告が必要な企業の負担が懸念されている。

<サステナビリティ開示>

ISSB、次期テーマに自然と人的資本を選定

（参考情報：2024 年 4 月 23 日付 IFRS HP：<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2024/04/issb-commence-research-projects-risks-opportunities-nature-human-capital/>）

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2024 年 4 月 23 日に、サステナビリティ開示基準の次期トピックとして、「自然資本（生物多様性、生態系、生態系サービス）」および「人的資本」領域におけるリスクと機会の情報開示に関する研究プロジェクトを開始すると発表した。ISSB は昨年、自然資本、人的資本、人権の 3 つを研究テーマ候補に挙げて意見募集を行ったが、その結果を受けて最終的に 2 つに絞り込んだことになる。今回、対象から外れた「人権」分野については、引き続き注視するとしている。

この研究プロジェクトは、自然資本および人的資本に関連するリスクと機会が企業の将来の見通しにどのように影響を及ぼす可能性があるかを評価する、投資家の一般的な情報ニーズに焦点を当てている。本プロジェクトを進めるにあたり、TNFD などの関連する既存の開示枠組みを活用することも検討する。

2023 年 6 月に公表された最初の ISSB 基準は、サステナビリティ全般の情報開示基準である IFRS S1 と気候変動に絞ったテーマ別開示基準である IFRS S2 で構成されている。IFRS S1 は、企業が気候変動以外の情報開示を行うために、SASB 基準などの他の情報源を参照することを求めている。ISSB は本研究プロジェクトを通じて、現行基準である IFRS S1 下での自然資本および人的資本関連の情報開示の限界を見極め、可能な解決策を特定し、これら領域に特化した基準策定が必要かどうかの判断を進める。

2024 年 6 月には、ISSB は今後 2 年間の作業計画を公表する予定である。いずれにせよ本研究プロジェクトの結果、次期 ISSB 基準（IFRS S3）として自然資本、人的資本の開示基準が開発されることが想定される。一方、IFRS S2 が TCFD をベースとして構築されたように、自然資本の開示基準が開発されるとしても、すでに公表されている TNFD と共通する部分が多いと予想される。そのため、企業は次期 ISSB 基準が公表されるまで行動しないのではなく、TNFD に沿ってできることから検討を始めることが期待される。

<国際動向>

○国際投資家団体 NA100、自然資本分野の企業評価指標決定、2024 年後半に初スコア

(参考情報：2024 年 4 月 25 日付 <https://www.natureaction100.org/nature-action-100-unveils-benchmark-indicators-for-assessing-corporate-ambition-and-action-on-nature/>)

自然と生物多様性の損失に対処するための世界的な機関投資家イニシアチブ Nature Action 100 (NA100) は 4 月 25 日、エンゲージメント対象に選定している企業 100 社が、投資家の要請にどの程度応えているかを評価するためのベンチマーク指標を公開した。

NA100 は、欧州の機関投資家団体である「気候変動に関する機関投資家グループ (IIGCC)」と米国の ESG 投資推進 NGO である Ceres が運営するイニシアチブであり、200 以上の機関投資家 (運用資産総額 28 兆米ドル) が参加している。2017 年に気候変動分野で発足し、企業 170 社を対象に機関投資家が集団で集中的にエンゲージメントする Climate Action 100+ (CA100+) の自然資本版として活動している。

NA100 は、6 つの重要テーマ「野心」「評価」「ターゲット」「実行」「ガバナンス」「エンゲージメント」を設定し、8 つの主要セクターに焦点を当てている。具体的には、「バイオテクノロジーと医薬品」「農薬を含む化学」「消費財」「E コマースを含む小売」「食品 (肉・乳製品メーカーや加工食品メーカー)」「食品・飲料小売」「林業・製紙業」「金属・鉱業」のセクターが対象となっている。2023 年 9 月に、これらのセクターのエンゲージメント対象企業 100 社が発表された。

今回公表されたベンチマークは、SBTN*や TNFD などの既存の自然に関連する目標設定や情報開示の枠組みにおける目的と定義に沿ったものとなっている。ベンチマークは前述の 6 つの重要テーマに基づいて、6 つのベンチマーク指標、17 のサブ指標によって構成されている (下表)。各サブ指標の下にはより詳細な評価を行うための 50 のメトリクスがあり、各サブ指標を満たすために必要なアクションを企業が実行しているかどうかを測定する。それぞれのメトリクスとサブ指標を評価した後、各ベンチマーク指標について総合的な判定が行われる。

「実行」と「ガバナンス」の指標で特筆すべきは、先住民族に焦点を当てている点である。NA100 は、企業が目標を達成するための計画を策定・実施する際に、「権利に基づくアプローチ」を優先するよう求めており、影響を受ける「先住民族や地域コミュニティ (IPLC)」と協力して計画を策定すべきとしている。

ベンチマーク指標には、権利に影響を与える可能性のある活動の計画と実施において、IPLC の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」を通じて、IPLC としっかりしたエンゲージメントがなされているかどうかで企業は評価される項目が含まれる。先住民族と地域コミュニティの権利を認識・尊重し、FPIC の原則に基づいた同意を得ることを、1 次サプライヤーに要求していることを開示しているかどうかについても企業は評価される。

「ガバナンス」指標では、NA100 は、企業が IPLC への影響やエンゲージメントのマネジメントについて、取締役会や取締役会委員会が監督している証拠や、取締役がそれを監督するのに十分な専門知識を有している証拠を公表しているかどうかを評価する。

「エンゲージメント」指標には、自然関連の目標を達成するための企業のバリューチェーン・エンゲージメントが含まれる。企業が自然への依存や負のインパクトを減らす慣行を採用するためにサプライヤーに財務的、技術的支援を提供しているかどうか、および企業顧客とエンドユーザーの消費者を巻き込むかどうかのサブ指標が含まれている。さらに、生物多様性に関する国際目標である「グローバル生物多様性枠組み (GBF)」に関連する直接的または業界団体を通じた

間接的なロビー活動を評価する指標も含まれる。その他のサブ指標は、企業によって悪影響を受ける個人やコミュニティのための「苦情および救済メカニズム」があるかどうかである。

「実行」指標では、企業が前会計年度に自然関連目標を達成するために支出をどのように割り当てたかを開示しているかどうか、さらに企業が将来の見通しに関するガイダンスを開示した場合、自然関連目標を達成するためにどのように支出を割り当てるつもりかを評価する。

NA100 は今年の後半に本ベンチマークに基づく最初の企業評価を発表し、その後は毎年実施する予定である。これにより、投資家は企業の自然資本への取り組みや進捗状況をより詳細に把握し、持続可能な投資を促進することが期待される。一方、企業はこの評価を利用して、自然に関する投資家の期待を把握し、自社の進捗状況の追跡や同業他社との比較を行うことができる。

2024年の株主総会シーズンでは、いくつかの欧米企業で自然関連の依存・インパクト、リスク・機会の開示を求める株主提案がなされている。気候変動分野でそうであったように、今後、情報開示だけでなく企業の自然関連のガバナンス、目標、エンゲージメントの欠如など、より具体的な内容が株主提案の焦点となっていくことも考えられる。NA100の対象企業に入っていない企業も、投資家の期待を知るために本ベンチマークを確認することが推奨される。

<ベンチマーク指標・サブ指標一覧>

ベンチマーク指標	投資家の期待	サブ指標
指標1：野心	2030年までに、自然の損失の主な要因への寄与を最小限に抑え、操業およびバリューチェーン全体で生態系を保全・回復することを公約する。	1.1.企業は、バリューチェーン全体を通じて、自然の損失の主な要因を回避・削減し、生態系を回復・再生することにコミットする。
指標2：評価	操業およびバリューチェーン全体で、自然に関連する依存、インパクト、リスク、機会を評価し、公表する。	2.1.企業は、生態学的にセンシティブな場所に位置する、または隣接する、直接操業および上流および下流のバリューチェーンにおけるすべての資産と活動の場所を公表する。 2.2.企業は、自らの事業活動およびバリューチェーン全体における自然への重要な依存とインパクトを評価し、公表する。 2.3.自然への重要な依存とインパクトから生じるリスクと機会を評価し、その結果を公表する。
指標3：ターゲット	自然に関連する依存、インパクト、リスク、機会に関するリスク評価に基づいて、期限を定め、状況に応じた科学的根拠に基づく目標を設定する。目標に対する年次進捗状況を開示する。	3.1.自然の損失の主な要因を回避・削減し、生態系を回復・再生するために、包括的で測定可能な目標を設定する。 3.2.自然関連の重要な依存とインパクトに関する目標が、公平で独立した第三者によって検証され、企業の気候目標を考慮した統合的な方法で策定されている。 3.3.目標に対する進捗状況を年次ベースで公表している。

指標 4 : 実行	目標を達成するための全社的な計画を策定する。計画の策定と実施は、「権利に基づくアプローチ」を優先し、先住民族や影響を受けている地域社会と協力して策定する。計画に対する年次進捗状況を開示する。	<p>4.1.自然環境目標を達成するための戦略を公表する。</p> <p>4.2.先住民族と地域社会の権利を尊重し、擁護する。</p> <p>4.3.企業の財務方針が、自然環境目標の達成と整合している。</p>
指標 5 : ガバナンス	取締役会による監督を確立し、自然に関連する依存、インパクト、リスク、機会の評価と管理における経営陣の役割を開示する。	<p>5.1.取締役会は、先住民族や地域社会への影響やエンゲージメントを含め、自然に関連する依存、インパクト、リスク、機会を明確に監視している。</p> <p>5.2.取締役会は、自然に関連する依存、インパクト、リスク、機会に関する問題を監視するための十分な専門知識を有している。これには、自然に対する会社の行動が先住民族や地域社会にどのような影響を与えるかが含まれる。</p> <p>5.3.自然関連課題の評価と管理の責任は上級役員レベルに割り当てられており、役員報酬の取り決めには自然に関する目標に対する業績が組み込まれている。</p>
指標 6 : エンゲージメント	業界団体、政策立案者、その他のステークホルダーなどのバリューチェーン全体の外部関係者と関わり、計画の実施と目標の達成を可能にする環境を作る。	<p>6.1.企業は、自然に関する目標の達成を支援するためにバリューチェーンにエンゲージメントしている。</p> <p>6.2.生物多様性計画に沿っていない所属団体に対して、直接的なロビー活動や期待することを公表する。</p> <p>6.3.企業は、自然関連課題について主要なステークホルダーを特定し、エンゲージメントし、これらの活動の成果を戦略と業務に反映させる。</p> <p>6.4.企業は、個人やコミュニティが自然に関連する企業の活動によって悪影響を受けたという苦情や懸念を提起することができる「苦情および救済メカニズム」を有している。</p>

(出所 : Nature Action 100 HP ”Nature Action 100 Company Benchmark Indicators”より作成)

- * SBTN とは、自然に関する科学に基づく目標 (SBTs for Nature) を設定することを促すフレームワークであり、技術的ガイダンスのことである。

<ネイチャーポジティブ>

○生物多様性増進法が成立、OECM 登録増に向け企業活動に伴う手続きを簡素化

(参考情報：2024年4月12日付、環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_02863.html)

参議院 HP：<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/meisai/m213080213043.htm>)

国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の登録増を目的とした生物多様性増進法が4月19日、成立した。地域での生物多様性の回復に貢献する企業の活動を、関連する法的な手続きを簡素化するなどして後押しする。

対象になるのは、ネイチャーポジティブの実現を目的とした企業による①生物多様性「維持」②生物多様性がすでに劣化している場所での「回復や創出」——の2種類の「活動」。これらの活動の実実施計画などが同法の認定を受けると、関連する法律（自然公園法、外来生物法など）に伴う手続きが簡素化される。

環境省の説明によると、活動によって生物多様性の状態が豊かになった時点で、対象の土地がOECMに登録される。

生物多様性に貢献する企業などの活動に事実上公的な“お墨付き”を与える格好。例えば、新法により製品の原料生産地などでの活動で認定を得た場合、その企業は自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の枠組みに沿った情報開示において、認定を受けた活動を自社事業で生じた生物多様性への負の影響の緩和策に挙げるといった使い方が考えられる。自然共生サイトの認定をTNFD開示に活用することを目論む企業も多いことから、同法の認定も同様の活用が見込まれる。

「30 by 30 目標」の実現に向けた国の制度には、すでに自然共生サイトがあり、2023年度の開始以来、企業緑地を含め184か所が認定されている【2023年前期・後期合計】。自然共生サイトが「場所」を対象にする一方、生物多様性増進法は「活動」を対象にする点が異なる。

<AI>

○経産省と総務省が「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」を公表 既存ガイドラインを一本化、人間中心の AI 社会を明確に

(参考情報：2024年4月19日付 経産省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004.html>)

経済産業省と総務省は4月19日、「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」（以下、本ガイドラインという）を公表した。本ガイドラインは、生成 AI の普及を始めとする近年の技術の急激な変化や世界各国の法規制、ガイドライン等へ対応するため、既存の AI 開発ガイドライン、AI 活用ガイドライン、AI 原則実践のためのガバナンスガイドラインを統合及び更新したもの。本編では「人間中心の AI 社会原則」*のもと、社会全体として AI をどのように受け入れるかの基本理念と、どのように取り組むかの指針を示し、別添では AI 事業者が本ガイドラインの指針を実現するための実践を具体的な取組みで示した。また、本ガイドラインは生成 AI の急速な開発スピードに合わせ、必要に応じて継続的な更新が行われる予定だ。

本ガイドラインの対象者（主体）は、AI システムの構築を行う「AI 開発者」、AI システムのサービス提供を担う「AI 提供者」、そして AI システムやサービスを事業活動で利用する「AI 利用者」である。「AI 開発者」、「AI 提供者」、「AI 利用者」は、それぞれの立場から社会が目指すべき方向（基本理念）を踏まえ、AI についてどのような取組を行うべきか（指針）を明示し、それに基づいてどのように取り組むか（実践）を決定・実施することが求められている。

AIをめぐる考え方や法令は国・地域で異なるため、特に国境を越えて活動を展開する事業者にとっては、現地の法令に対応することが必要だ。また、ステークホルダーからの要望に応えることも求められている。高度な AI システムについては、市場へ導入する前に安全性評価の枠組みを検討するなど、国・地域によりガバナンスの実効性を担保する措置が必要な場合もあるため、それに注意を払うことが重要だ。本ガイドラインを基盤として、各主体が適切な AI の利活用を推進することを期待したい。

* 出典：内閣府統合イノベーション戦略推進会議決定「人間中心の AI 社会原則」(平成 31 年 3 月 29 日)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf>

<サイバーセキュリティ>

○パスワードの無い世界へ向けた現在地 米 FIDO Alliance が調査結果を公表

(参考情報：2024 年 5 月 2 日 FIDO Alliance 「New Survey: Half of People Use Passkeys as Frustrations with Passwords Continue」：<https://fidoalliance.org/new-survey-half-of-people-use-passkeys-as-frustrations-with-passwords-continue/>)

パスワードよりも安全で簡単な認証技術の標準化を目指している米国非営利団体の FIDO Alliance は、強固なパスワード設定や情報セキュリティ対策の重要性を広めることを目的とした世界パスワードデーの 5 月 4 日に合わせて、米国と英国在住の 2,000 名を対象としたパスワードとパスキーに関する調査結果を公表した。

調査結果によると、回答者の 86%が 1 年以内に複数回パスワード変更を行う必要があり、1 か月以内に限定しても 17%、1 週間以内でも 9%は複数回パスワードを変更する必要があると回答している。多くの人が旧来のパスワード管理に労力を要している現状が明らかとなった。また、回答者の 45%がパスワードを忘れたことにより、Web サイトへのログインやショッピングサイトで商品購入を諦める可能性が高いと回答。利用者の安全性を保つためのパスワードが、相当数の機会損失に繋がっており、顧客体験を向上させるためにはパスワード方式の見直しが求められる。

他方、スマートフォンの生体認証機能や専用のセキュリティキーを利用して認証するパスキーに関する調査結果によると、回答者の 62%がパスキーを認知していると回答しており、社会での認知が高まっている。実際に回答者の 53%が、自分のアカウントでパスキーを利用可能にしたことがあると回答。パスキーに関してある程度知識を持つ回答者に限ると 74%がパスキーを利用可能にしたと回答している。パスキーに理解のある回答者は利用意欲が高く、安全性や利便性についても高く評価する割合が高かった。

Google 社によると、パスキーは既に 4 億以上の Google アカウントで利用されており、旧来の SMS を用いた認証方式等よりも一般的に利用されている*。海外だけではなく、国内の大手通信事業者やサービス業においてもパスキーのサポートが進み、利用機会が増えている。パスワードの無い世界へ向けた移行は着実に進んでおり、今後も高い利便性や認知度を追い風に加速することが期待される。

* 出典：「Passkeys, Cross-Account Protection and new ways we're protecting your Accounts」
<https://blog.google/technology/safety-security/google-passkeys-update-april-2024/>

<ガバナンス>

○株主代表訴訟の判決から見た、基準違反製品に関する不正の公表判断・タイミング

(大阪地裁 2024.1.26 判決 : https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/843/092843_hanrei.pdf)

2024年1月26日、大阪地裁で、基準違反製品に関する不正に端を発した株主代表訴訟の判決があった。

本訴訟は、A社が製造・販売していた製品について、性能数値を偽装して大臣評価基準*の認定を不正に取得し、基準未適合製品を販売していた事実をA社の親会社であるB社が公表したものの、不正発覚後、公表に至るまでに時間を要したことでB社に損害が発生したとして、B社取締役らの善管注意義務違反が追及されたものである。判決ではB社取締役4名に対し、約1.6億円の賠償命令が下った。

本訴訟の争点の1つに「国交省への報告及び一般への公表に係る任務懈怠の有無」がある。具体的には①報告・公表の是非、②報告・公表のタイミングについて、取締役らが善管注意義務を果たし、適時適切に対応したかに焦点が当たった。

まず①報告・公表の是非についてである。判決文では「建物の安全性に関わるものであるから(中略)出荷済みの製品が大臣評価基準に適合しないものであった場合には、可及的速やかに国交省に報告するとともに、一般に向けてかかる事実を公表することが求められる」と示された。納入先の対象物の安全性に影響を与えうる製品が基準未適合のまま出荷されている場合、当該事実を公表しない不作為は、善管注意義務違反になり得るといえそうだ。

また、②報告・公表のタイミングについて、判決文の中で次のように示されており参考になる。

「大臣評価基準に係る基準違反の内容、それによる影響の程度、改修の方法及び可否等の事情が明らかでないまま不正確ないし不確実な報告・公表をした場合、かえって不必要な混乱を招くなど当該製品や当該製品を用いる建物の安全性に対する信頼を損ねるおそれもあるものの、そのような調査に要するとし長期にわたって報告・公表をしないことは通常は相当ではなく、また、基準違反の内容やそれによる影響の程度等によっては、調査の途中においても速やかに何らかの報告・公表をすべき場合もあると考えられる。」

本判決は、当該事案の固有の事情等も考慮すると一般化できるものではないが、有事における対外的な公表に係る取締役の果たすべき善管注意義務の内容について参考になるといえよう。

- * 建築基準法所定の国土交通大臣による認定において定められた技術的基準。判決文によると、A社は大臣認定の取得に際し、技術的根拠のない乖離値を記載して申請を行い、大臣認定を取得する等の問題行為を行っていた。

Q&A（全社リスク管理シリーズ）

Question

社外取締役から有価証券報告書の事業等のリスクについて「2019年1月改正の『企業内容等の開示に関する内閣府令』を念頭に、開示を充実させるように」と指示を受けました。同府令を踏まえ、事業等のリスクで開示しなければいけない項目や充実化のためのポイントを教えてください。

Answer**1. 改正内閣府令の要求事項**

有価証券報告書の「事業等のリスク」で開示すべき内容の指針は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」で定められていますが、2019年1月の改正でより詳しい開示が求められるようになりました。改正前後の要求事項の変化を整理すると、下表のとおりとなります。（下線太字部は、重要な変更箇所）

改正前	改正後
届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、	届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、
財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 を	経営者が連結会社の 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に 重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク （連結会社の経営成績等の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 をいう）について、
一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。	当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、 当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、 当該リスクへの対応策 を記載するなど、 具体的に記載 すること。 記載に当たっては、 リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して 、分かりやすく記載すること。

出典：「企業内容等の開示に関する内閣府令」を基に弊社で作成

この改正では「簡潔な記載」から一転して、具体的かつ充実した開示を求められるようになりましたが、改正から5年が過ぎた今も、改正前と開示内容がほとんど変わっていない企業も少なくありません。現行の内閣府令の主な要求事項と開示を充実化させるうえでのポイントを以下で解説します。

(1) 開示されているリスク項目が、経営者が認識しているグループ全体の主要なリスクであること

事業等のリスクで開示する項目は、改正前は「投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項」とされていましたが、この度の改正で「経営者」、「連結会社」、「主要なリスク」との3つの重要なキーワードが追加されました。

これらのキーワードが追加されたことにより、企業が「事業等のリスク」で開示する項目は、

経営者（取締役）が審議・了承した項目であること、企業グループ全体を踏まえたものであること、多岐にわたるリスクから重要度の評価を行って絞り込んだ「主要な」項目であることが求められるようになった、といえます。これらの要求を充足するには、「経営者が自社グループのリスクを適切に認識・判断するための仕組み」（リスクマネジメントのPDCAサイクル）があることが大前提となります。

近年では、個別のリスクの説明に入る前に、自社グループのリスクマネジメントの体制や方針、活動サイクル、重要リスクの定義や選定プロセスなどを開示する企業が増えています。そうすることで、経営者が自社グループを取り巻くリスクを適切に把握した上で選び、掲載していることの裏付けとしているのです。

そのように開示を充実化している企業がある一方で、自社のリスクマネジメントの仕組みについて説明せず、「当社の業績に影響を及ぼす可能性があるリスクは以下のとおりです」との記載から始まる旧来からの記載を維持している企業も少なからず見受けられます。しかし、旧来の開示では、内閣府令が要求している上記の要素を充足しているかどうか投資家等の読み手に伝わりません。リスクマネジメントのPDCAサイクルを説明することは内閣府令で明確に求められているわけではありませんが、自社が内閣府令に沿った適切な開示を実施している根拠を示す上で有用な方法です。

(2) リスクが顕在化する可能性の程度や時期、影響の内容、対応策を具体的に記載していること

内閣府令の改正を受けて、各リスク項目が顕在化する可能性や想定される影響を“具体的に”記載することが求められるようになりました。しかし、各リスク項目の説明を“簡潔に”記載することを求めていた改正前の名残からか、「顕在化した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります」などの紋切り型の具体性を欠いた説明に留まっているケースが依然として見られます。

“具体的に”のポイントは、自社グループの事業特性や事業を取り巻く環境の変化、自社グループが置かれている状況、リスクの切迫度合い、ステークホルダーを想定した影響度などを整理して「自社がそのリスクをどのように捉えているのかを自社の言葉で説明すること」です。経営層、各部門・現業部署それぞれのリスク認識、外部・内部環境の変化の状況、ステークホルダーからの要請の状況などを集約した上で、会社としてどう捉えているのかを書くことが肝要となります。これは、有価証券報告書の作成担当者の“作文力”だけで実現することは困難です。記載を充実化させるためには、材料となる情報を集約することも企図したリスクアセスメントの仕組みが欠かせません。

また、重要と認識しているリスクについて、対応策の記述が不十分だと「リスクを把握していながら適切に対処していない」と受け取られてしまう可能性があります。重要だと認識しているリスクに対して、打つべき手を打っていることを訴求するためにも、対応策を詳細に説明することが必要です。具体的かつ適切な対応策に言及することで、読み手に安心感を与えることができます。

(3) リスクの重要性や経営方針・経営戦略との関連性の程度を考慮すること

「主要なリスク」が、自社グループの経営方針・経営戦略とどのように関連しているのかを説明することも求められています。経営方針・経営戦略との関連が深いリスクは、自社グループの目標達成や持続可能性を阻害する可能性がある、すなわち投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項である、といえます。実際には関連があるにも関わらずその旨が示されていない場合、リスク認識が甘い会社である、とみなされかねません。

開示が充実化している企業においては、各リスク項目と自社のパーパスやマテリアリティ、中期経営計画との関連性を紐づけ、きちんと重要性を認識していることを訴求しています。投

資判断に資する情報を開示するという有価証券報告書の本来の趣旨を考えると、経営方針・戦略と開示しているリスクがどう関係しているかを考慮し、きちんと説明することは重要です。

(4) 分かりやすく説明すること

改正前から一貫していますが、全体を通じて分かりやすい開示を志向することも重要なポイントです。開示すべき情報量が増えた分、一層の工夫が求められます。工夫の一例として、表や図を活用する方法が挙げられます。

「表形式にすると、記載すべき情報量が多い項目と少ない項目の差が顕著になってしまうので採用は難しい」との声も聞こえてきそうですが、その場合はそもそも重要度が低いリスク項目が混在してしまっている可能性があります。図表での整理を通じて、記載する項目の重要度や本当に開示すべき項目かどうかを見直すのもいいでしょう。

2. 開示充実化の意義

近年、企業を取り巻く環境変化のスピードは速まり、様々なリスクが顕在化しやすい状況になっています。そのような“先の見えない時代”において、リスクを把握して適切に手を打つ「リスクマネジメントの取り組み」は、自社グループの目標達成・持続的発展のために不可欠です。事業等のリスクの開示は今後、リスクに強い会社かどうかを判断する一つの指標として、注目度が高まっていくことが予想されます。依然として内閣府令改正前の開示から脱却できていない企業は、投資家に“リスクを軽視している会社”、“リスクに弱い会社”との印象を与えかねません。

2019年の改正で求められた事業等のリスクの開示を充実させる意義は、その裏付けとなるリスクマネジメント取り組みの充実を企業に促し、先の見えない時代においても持続的に発展できる基盤を整えさせることにあるといえます。開示の充実化を契機に、土台となるリスクマネジメント活動そのものに目を向け、レベルアップを図ってみてはいかがでしょうか。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部

リスクマネジメント第三部

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（危機管理・サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<危機管理・サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024

MS&AD インターリスク総研は、2024年4月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、最新ノウハウを得ることが困難に…

リスク対策を効率化したいが、リソースが足りない…

情報セキュリティやBCPなどのリスク対策が進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&ADインターリスク総研の知見をフル活用して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

